

令和 2 年 6 月 5 日

関係各位

性能評価業務約款改正について
(新型コロナウイルス感染症の影響による評価対象期限の延長措置)

株式会社 全国鉄骨評価機構

代表取締役社長 山口 種美

【公印省略】

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という）の発出、又はこれと同様な措置が要請された場合、評価員が工場に出向いて工場審査を実施することが困難になることが懸念されます。認定の更新のための性能評価において、新型コロナウイルス感染症の影響による工場審査の中止・延期により、性能評価の完了時期が更新工場が既に有する性能評価の評価対象期限（業務約款第 2 条の 3 項に定めた 5 年の期限）を超える場合の取り扱いについて、国土交通省の業務約款改正認可（第 2 条の 9 項を追加、2020 年 5 月 29 日付）を受け、評価対象期限の延長措置を設けましたので連絡いたします。

なお、評価対象期限の延長措置の運用方法については、下記の通りですが詳細は別途連絡いたします。

記

- 1) 認定の更新のための性能評価において、新型コロナウイルス感染症の影響により性能評価の完了する時期が更新工場が既に有する性能評価の評価期限（5 年）を超える場合は、全国鉄骨評価機構は、業務約款第 2 条の 9 項の規定に基づき性能評価申請書類により品質管理体制が適切に維持されていることを確認し、性能評価運営委員会の承認を受けたうえで、評価対象期限の延長を認める。なお、評価対象期限を延長しようとする工場は、国土交通省との協議が必要であるため、別途定める評価対象期限の延長願いを提出していただきます。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により業務約款第 2 条の 9 項の規定で評価対象期限を延長した場合は、業務約款第 2 条の 8 項の規定により延長された評価対象期限から認定書が発行されるまでの間は性能評価は有効とする。なお、更新後の新しい評価対象期限は、申請受付時点で予定した評価対象期限の 5 年間とし、審査延期による延長はしない。

以上

性能評価基準約款改正の詳細については次ページ以降の「新旧対照表」でご確認ください。

性能評価業務約款 新旧対照表（下線部が改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 変更なし</p> <p>(性能評価申請の受付)</p> <p>第2条 第1項から第8項までは変更なし</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この性能評価業務約款（以下「業務約款」という。）は、株式会社全国鉄骨評価機構（以下「機構」という。）が、性能評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき評価業務の実施に必要な事項を定める。</p> <p>(性能評価申請の受付)</p> <p>第2条 機構は、性能評価申請の受付を4月1日から5月15日及び10月15日から11月30日迄の年2回とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、申請者のやむを得ない理由による場合は、当受付期間外でも受付を行うことができる。(ろ)</p> <p>2 機構は申請を受けた後、評価を行い原則6カ月以内に申請者に性能評価書を交付する。(ろ)</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、申請者のやむを得ない理由等による場合は、6カ月を越えて性能評価書を交付することができる。(ろ)</p> <p>3 申請者は、性能評価申請に当たって評価対象期間（以下「評価対象期限」という。）を5年間としなければならない。(い)</p> <p>4 申請者は、機構の請求に応じて、申請に係わる性能評価のために必要な追加書類又は申請に係わるその他のものを遅滞なく機構に提出しなければならない。</p> <p>5 機構は、機構の責めに帰することが出来ない事由により、6カ月を超えて性能評価書が交付できない場合は、申請者にその理由を明示の上、性能評価をうち切ることが出来る。</p> <p>6 機構が性能評価をうち切った場合は、その申請図書は返却しない。ただし、納付された手数料は返却する。</p> <p>7 工場審査の前までに申請者の正当な都合</p>

<p>9 <u>前項に規定する認定の継続のための性能評価において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の影響によって、評価の完了する時期が評価対象期限を超える場合は、機構は性能評価申請書類により品質管理体制が適切に維持されていることを確認し、運営委員会の承認を受けただうえで、評価対象期限の延長を認めることができる。ただし、機構は、評価対象期限を延長しようとするときは、あらかじめ、国土交通省に協議するものとする。</u></p> <p><u>(い)</u></p> <p>10 申請者は、評価後、業務約款細則に定める変更事項が発生した場合、速やかに機構の代表取締役社長（以下「社長」という。）に届出を行い、運営委員会の審議を経て、再評価を受けるものとする。</p> <p><u>(い)</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 性能評価手数料</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の変更はなし</p>	<p>による場合は、受け付けられた性能評価申請図書を取り下げる（別記様式 JSAO-7 による。）ことができる。申請図書及び手数料の扱いは第 6 項による。</p> <p>8 申請者は、交付された通知書(別記様式 JSAO-11 による。)に定める評価対象期限経過後も認定を継続しようとする場合は、評価対象期限以内に改めて性能評価申請をするものとする。</p> <p>この場合、交付された通知書の評価対象期限は第 3 項で規定する期間に、改めて発生する大臣認定申請手続き期間を加えることができる。</p> <p><u>(い)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9 申請者は、評価後、業務約款細則に定める変更事項が発生した場合、速やかに機構の代表取締役社長（以下「社長」という。）に届出を行い、運営委員会の審議を経て、再評価を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 性能評価手数料</p> <p style="text-align: center;">(性能評価手数料)</p> <p>第 3 条 申請者は、規程第 7 条第 3 項に定める建築鉄骨溶接構造性能評価申請書に受付印</p>
--	--

<p style="text-align: center;">第3章 その他</p> <p style="text-align: center;">第3章の変更はなし</p> <p>(附 則) -平成20年3月31日制定-</p> <p>この約款は、平成20年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (い) から (に) の変更はなし</p> <p><u>(附 則) (ほ)</u> <u>改正後の約款は、令和2年5月29日より実施する。</u></p>	<p>を押印した写しの交付を受けたとき、第3項に定める評価の区分に応じた性能評価に係わる手数料を請求の日から1カ月以内に、機構が定める銀行口座に振り込まなければならない。</p> <p>2 申請者と機構は前項の受付印を押印した日をもって契約締結したものとする。</p> <p>3 評価の区分による性能評価に係わる手数料は下記による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 その他</p> <p>(細目の委任)</p> <p>第4条 この業務約款を実施し又は補足するために必要な事項は、社長が別に定める。</p> <p>(業務約款の改正等)</p> <p>第5条 この業務約款を改正し又は廃止しようとするときは、社長は機構の取締役会の審議を経て行う。</p> <p>(附 則) -平成20年3月31日制定-</p> <p>この約款は、平成20年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (い)</p> <p>改正後の約款は、平成23年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (ろ)</p> <p>改正後の約款は、平成24年11月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (は)</p> <p>改正後の約款は、平成26年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (に)</p> <p>改正後の約款は、令和元年10月1日より実施する。</p> <p><u>(附 則) (ほ) 新設</u></p>
---	--